

事務局通信

〒151-0053
東京都渋谷区代々木2-39-7 メゾン代々木 201号
TEL03-3299-5276 FAX03-3299-5275
ホームページアドレス <http://www.hoshinren.jp>
通信窓口 zaitakubu-hoshinren@ion.ocn.ne.jp

260号

2025年3月17日
一般社団法人
鍼灸マッサージ師会



令和7年3月10日
代表理事 清水 一雄

100万署名請願で提出します

「はり・きゅう・あん摩マッサージ指圧」を療養の給付として
健康保険取り扱いによる請願署名の提出

請願署名は提出者「健康保険ではり・きゅう・マッサージを受ける国民の会」として

別紙申し出書を添えて請願議員に提出します。

健康保険ではり・きゅう・マッサージを受ける国民の会は下記の会が集まり作った組織です。

「一般社団法人鍼灸マッサージ師会、NPO法人東洋医療を考える会、協同組合兵庫県保険鍼灸師会、
大阪鍼灸ヨモギの会、公益社団法人京都府鍼灸マッサージ師会、川端鍼灸治療院、一般財団法人地域
公共人材開発機構」

提出予定日：令和7年4月17日

提出署名数：14,309筆 + α 筆

【はり・きゅう・あん摩マッサージ指圧（あはき）療養費の実状】

あはきの健康保険は昭和 25 年 1 月 19 日に厚生省通知保発第 4 号が出されるまで、健康保険加入者であれば誰でも健康保険で療養の給付として受けることが出来ました。ところがこの通知が出てから医師の同意書を添付しなければ健康保険で受けることが出来なくなり、この通知も改ざんされたようです。対象が療術業者の団体となっており施術業者とはなっていません。当時療術師は国へ届け出をした方には一代限りで療術業を行うことが認められました。そして保発 4 号は療術師が医師の同意書を貰うことによってあはきの医業類似行為として療養費として健康保険の取り扱いが出来るというシナリオだったはずです。

当時、療術業者の団体のところを施術業者の団体としたことが、昭和 25 年から現在に至るまで 75 年間医師の同意書の縛りを受け療養費の支給になっている要因なのです。

あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師等に関する法律でも明らかなように、第 1 条には、医師以外の者であはきを業として出来るのはあはき師のみと限定しています。

つまりあはき師はあはきに限って限定的に医業として出来るのです。なぜ厚労省はあはき師があはきを行うのに医業類似行為とするのかは理解に苦しむところです。

これらのことが根源となり、あはきは健康保険から疎外され続け療養費の支給として償還払いにされ、平成 31 年 1 月に受領委任払いにはなりましたが、保険者全てに受領委任払いにしたのではなく、保険者裁量として償還払いの選択余地を残しました。

国民皆保険のもと、このように理不尽なことが国家として平然として行われ現在に至っていますが、最も被害を被るのは国民です。憲法第 25 条で定められている健康権を無視した行為です。

健康保険における厚労省の理不尽な規制により、あはきの適応疾患だとしても国民は知る権利を奪われているため判断しようがなく、あちこち医療機関巡りをして苦しんでいる患者が何と多いことか。

あはき治療院に藁をもすがる思いでやってくる患者がいます。患者は医師の同意書がないとあはきが健康保険で出来ないことに疑問を持っています。また企業の健康保険組合ではほとんどが償還払いで療養費を支給するかしないかの大きなハードルがあり、企業によっては厚労省通知を無視した独自の決まりを設定し、行き過ぎた照会を患者や同意医師に行ってきます。苦勞して医師の同意書を得て治療効果があっても、全く考慮することなく平然と不支給にしていくところがあります。酷い限りです。

患者は皆健康保険を希望しています。医師によっては同意書に不快感を示し拒否するために、いやな思いをする患者は後を絶ちません。快く健康保険の適応を受けることなく実費にさせられています。あはきは西洋医療と違って未病を治すという考えがあり、病気になる前にならないようにしていくのが特徴です。身体の抵抗力を高めていく医療でありうまく機能させていけば病人を減らします。国民を健康に導くことが幸せにつながり、総医療費の節約にもつながります。厚労省は国民を苦しめる医療行政の差別を撤回し改善を行い、明日に繋がるはり師・きゅう師・あん摩マッサージ指圧師の養成にも尽力していただきたいものです。



年 月 日
健康保険ではり・きゅう・マッサージを受ける国民の会
代表 山村博文

議員殿

はり・きゅう・あん摩・マッサージ・指圧治療の健康保険適用の拡大と改善を求める請願書

国会請願に当たっての申し入れ

署名枚数： _____ 筆

【申し入れ趣旨】

本請願は、「はり師、きゅう師、あん摩・マッサージ・指圧師が行う治療を健康保険で自由に受けたい」という多くの国民の声に基づき、はり・きゅう・あんま・マッサージ・指圧治療を、一般医療と同様に保険証の提示で受診できるよう保険適用の適正化を求めるものです。

今回、この請願書を携えて国会請願を行うに当たり、貴党のご理解とご協力を賜ることを目的に申し入れを行っています。

請願内容を要約・補足すると、以下の通りです。

1774年の解体新書(杉田玄白ら訳)発刊のはるか以前、約1500年前から日本の医療の中心を漢方や鍼灸等が担っており、西洋医学が主流となった現在においても、これらの治療を求める国民の声は大変根強く、日本国民にとってなくてはならない伝統医療です。

鍼灸・マッサージは、手技施術によるスキンタッチのため、副交感神経が優位となり多様な症状にも対応可能です。そして、それは日常の腰痛や頸腕症候群等の他、不定愁訴等に効果的であるだけでなく、災害における後遺症においてもAMD A(アムダ:「世界平和パートナーシップ」構想を掲げるNPO法人)が鍼灸マッサージを取り入れる(東日本大震災(2011年)に初めて導入)程、派遣医師からも認められる存在となっています。

現代日本はストレス社会と呼ばれていますが、こうした鍼灸マッサージが日常的に気軽に受診できることは国民にとって大変有益であり、日本国憲法第25条に基づく「国民が必要に応じて適切な医療を受ける権利」、すなわち「受療権」に関わるため、一日も早く保険証提示で受診できるよう、ご理解ご協力よろしくお願い致します。

連絡先 151-0053 東京都渋谷区代々木2-39-7 マゾン代々木201

TEL(03)3375-6151 FAX(03)3299-5275



統合医療へ転換の時代

鍼灸、あん摩マッサージ指圧治療も国民が選べる、健康保険制度へ改善を

広報部 久下 勝通

一般社団法人 日本がん難病サポート協会の「統合医療における世界の動向」をみると、アメリカやヨーロッパ各国ではすでに、近代西洋医学と相補・代替医療、それに伝統医療を加えた統合医療への転換がどんどん進められているようです。

アメリカでは「米国の医師に対する調査としては、CAM（補完代替医療）で一般的に使用される5つの療法、すなわち鍼、カイロプラティック、ホメオパシー、生薬、マッサージに関する医師の治療と意見を研究した25の調査を総合的に検討したところ、調査対象の医師のおよそ半数はこれら5種のCAM療法の有効性を信じており、かなりの数の医師が患者にCAM療法士を紹介するか、または医師自身がCAM治療を施していたことが報告されている。」

ヨーロッパでは「欧州では、前述のように何ら違和感なく古くからCAMが医療のなかへ取り入れられており、CAM領域の整体師・運動療法士なども十分にCMの解剖学、運動生理学などに則った治療を展開している。

鍼治療でも鍼を用いた無麻酔手術が1990年頃から、外科的手術の麻酔などで応用されており、また、CAMの料金がまだCM（補完医療）よりも低価格なことから医療費削減目的でCAMを取り入れようとした調査研究を始めている国が多く見られる。」「特に高福祉医療国であるノルウェー、フィンランド、デンマークなどではこの傾向が強い。「ノルウェーでは、その調査研究は世界最北端の国立大学であるトロムソ大学で盛んに行われており、中国から専門の鍼灸師や漢方医を招いたり、また日本からは納豆を取り寄せたりするなど、様々なCAMのエビデンスが研究されていた。」「また、スウェーデンではカロリンスカ大学統合医療センターを中心として幅広い調査研究が行われていた。これらの国々ではいずれも、医療費削減を主な目的として国家的政策としてCAMが強力に推し進められている。」

ほんの一部分をご紹介します。是非みなさんも「日本がん難病サポート協会」の報告を一度ご覧になって下さい。鍼治療やマッサージ治療も積極的に医療に取り入れている諸外国の実態が見えてきます。

統合医療とはいったいどのような医療なのか

日本統合医療学会理事長であった渥美和彦氏の『わが国に今、何故、統合医療が必要なのか、新しい理想の医療・統合医療』が勉強になりました。渥美氏はこの中で、新しい理想の医療・統合医療について次のように語っています。

「最近、我が国のみならず世界各国では医療崩壊の危機が叫ばれており、医療改革を求める国民の声もいよいよ高まってきている。確かに近代西洋医学は、この200年の間に次々と発見・開発された新しい科学技術の導入により著しい進歩を遂げ、各種疾病の治療や予防に大きく貢献してきた。しかし、“心の癒し”や“個々の医療におけるQOLの向上”など、個人のニーズには必ずしも応えることができなくなっている。

そこで、米国において検討されたのが、鍼灸、指圧、マッサージ、カイロプラクティック、ハーブ、ヨーガなどの相補・代替医療である。しかし、これらは近代西洋医学を“補完”する役割は果たすことが出来ても“代替”することは出来ないことがわかってきた。

そこで、新しい理想の医療の考え方として登場したのが、近代西洋医学と相補・代替医療、それに伝統医学を加えた“統合医療”という概念である。」

「統合医療の定義」とは

- 1) 患者中心の医療。
- 2) 身体のみならず、精神、社会さらにスピリチュアリティなど全人的医療。
- 3) 治療のみならず、むしろ疾病予防や健康増進に重点を置く医療。
- 4) ヒトが生れて成人し、老化し、死ぬまでの一生の包括医療などである。」

この定義に基づく伝統医療の活用が望まれます。鍼灸治療もあん摩や指圧の手技療法も十分活用の方が与えられるでしょう。

地震災害の被害者の救済のなかで

日本統合医療学理事長の伊藤壽記（いとうとしのり）氏は『わが国における統合医療の未来構想の実現に向けて』のなかで、統合医療の新たな潮流の出現について、2011年3月11日の東日本大地震が大きな転機になったと述べています。

東日本大地震の特徴は、「医療過疎地域を襲い、広範にインフラが絶たれたこと」と「津波と原発事故という想定外の出来事が被災者の方々に多大なストレスをもたらし、その結果、交感神経を極度の緊張状態にした」といったことが挙げられる。

「そうした状況下では、エネルギーに多くを依存している近代西洋医療が、しばらくは全く機能しなかった。また、本震災では外傷がほとんどなく（残念ながら、外傷を受けた方々は津波の犠牲となった。）取り残された被災者の方々は慢性疾患を有する多くの高齢者であり、薬剤が届くのを今か、今かと待っていたが、届いてもしばらくは薬剤が効果を示さなかった。

極度の交感神経緊張状態では、薬が効かないことがわかった。そこで統合医療の各チーム（心のケア、漢方、鍼灸、マッサージ、ヨーガ、アロマセラピーなど）が現地に入り心に寄り添うアプローチを行うことにより、被災者のストレスが徐々に緩和されていき、薬剤が効くようになってきた」という、災害現場での救助活動から統合医療の成果が明かになった報告されています。

統合医療を進めるうえで日本の医療の問題点

日本の医療行政は明治政府以来、国民が親しみ受け継がれてきた日本の伝統医療、漢方、鍼灸、あん摩や指圧を医療とは認めていません。

昭和21年（1946年）に国民主権、人権尊重がうたわれた現在の憲法が制定され、この憲法の下に「あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律」が制定されました。

この法律により、あん摩マッサージ指圧師、はり、きゅう師は医療の一端を担う資格者として法律により認められたのです。しかしながら厚生省はこの法律を無視して、「通知平成3年6月28日医事58」の厚生省通知では、はり師、きゅう師、あん摩マッサージ指圧師は医業類似を行う者だといっているのです。

この通知では医業類似行為というだけで、医業類似行為だという根拠、理由は何も明らかにしていません。何の根拠も示さず、はり師、きゅう師、あん摩マッサージ指圧師は医業類似行為を行う者であるとして、健康保険により国民に提供する医療から排除しているのです。

アメリカをはじめヨーロッパ諸国において、漢方や鍼灸治療、指圧やマッサージ治療の利用が広がり、近代西洋医学の問題点が明らかになり、統合医療への転換が求められているという時代です。

鍼灸治療、あん摩マッサージ指圧治療を国民が健康保険で選べる医療とすべきです。統合医療の推進のため、鍼灸師、あん摩・マッサージ指圧師の養成制度の改善強化も進めるべきであると思います。

伝統手技療法実技セミナーに参加して(第2回目)

佐藤 信次

2月12日(水)、18:00から20:00頃まで清水一雄代表の治療室「らくらく」にて、清水先生御自身による第2回の実技セミナーが開催されました。

好評だった前回に引き続き、清水先生の自作治療具を使用しての肩甲骨・脊椎・骨盤への治療実技講習でした。私は今回が初めての参加でしたが、前回の復習も含めての実技をして頂き大変わかりやすい講習会となりました。

清水先生の実技後に実技の説明を受け、参加者全員で順番に実技のロールプレイングを行いました。姿勢から治療ポイントを考え出して、何度も繰り返し施術することで治療感覚を身につけることができました。また、実際に治療を受ける側になることで関節痛や神経痛に効果があることも体感できました。

清水先生は最後に「今後もセミナーの参加者にこれまでの私の技術の全てを教えたい」と言われ、先生の熱い思いを感じる実技セミナーとなりました。

今回、私は山梨県からの参加となりましたが、充実したセミナーを受けられて感謝しております。清水先生、ありがとうございました。

<伝統手技療法臨床部会主催> **伝統手技療法実技セミナーのご案内**

講座【院内治療で活路を見出す手技療法 その3】

講師 清水 一雄 (シオカワスクールオブカイロプラクティック卒・長生学園卒)

・臨床キネシオロジー学会)

・簡単な筋肉骨格診断法 1 骨盤と下肢との関係

ぎっくり腰、脊柱管狭窄症、腰椎椎間板ヘルニアに役立つ診立て

・治療効果を高めるための簡単な筋肉骨格への施術アプローチ

・鍼灸師の方も歓迎

日時：令和7年5月10日(土) 18時～20時

場所：治療室らくらく TEL：042-728-7447

東京都町田市南成瀬4-23-2 マーチ南成瀬1F JR 横浜線 成瀬駅徒歩5分

<申し込み>一般社団法人鍼灸マッサージ師会 事務局

TEL：03-3299-5276

e-mail：t-hoshinren@star.ocn.ne.jp

受講料：会員1,000円／非会員3,000円



顔と出す
雪の中より

投稿／中野 郁雄様

体験マッサージのボランティア活動を通じ

東洋医療の普及拡大に努めましょう！

NPO 法人東洋医療を考える会 理事長 山西 俊夫

今年も2月16日(日)千駄ヶ谷社会教育館 文化祭に例年どおり参加しました。

AM9時新宿駅南口バスターミナル内でタクシーに乗り、あらかじめ電話を入れて事務所に向かうと松本さんが既にマンション前に大きなベッド2台はじめ会場で使用する器具、タオル等一式を2Fから運び出して待っていてくれました。体験マッサージおよび文化祭終了後も一人でタクシーを呼んで事務所まで運び入れたのですから大変な力仕事でした。毎年のことですがあらためてその労力に感謝します。



さて、文化祭当日は好天に恵まれましたが、例年に比べると若干静かな出足でした。

それでも10時スタートで10分過ぎには常連のUさん(85歳)と新規のNさん(74歳)の2名が登録をされました。Uさんは今年は電動椅子に乗って来られ、施術後は「とてもよくマッサージしていただきました。

ありがとうございます。」と感謝の意をアンケートに記載してくれました。

Nさんはお仕事上腰に負担があり、首、肩も痛く近くの施術師を紹介してほしい旨希望されましたので、とりあえず毎月の体験マッサージの活用を進めてみました。ケーブルTVのカメラマンの方も撮影の合間にマッサージを受け「とても気持ちよかった」とアンケートに記入されました。常連のNさん(80代)は「体験マッサージをぜひ続けてほしい」と今後の展開に希望を託されました。



10時から15時まで14名が体験され内3名が次回も受けたいと希望されました。7名が新たに署名してくださいました。

皆さんそれぞれ身体に不調な部分をかかえておられるのが分かりました。当会としても患者さんとの出会いを大切にして東洋医療の理解と普及に努める必要が大いにあると痛感した次第です。今後もこの活動を継続拡大してまいります。

皆さまお疲れさまでした。今後ともよろしくご協力いただきますようお願いいたします。



東洋医療普及の好機「社教館文化祭」に参加して

田中 榮子

2月16日毎年恒例の「社教館文化祭」がおこなわれました。

私たち「NPO 法人東洋医療を考える会」と「一般社団法人鍼灸マッサージ師会」は例年と同じ様に参加しました。

当日は天候もおだやかで、参加者の出足も順調でした。

施術者は、清水一雄、松本泰司、石橋祐司、大貫暢夫、武井百代、白井百合の各氏、心を込めて治療を受け持ってくださいました。

受付全般のスタッフは山西俊夫、岩下幸卯、久下勝通、田中榮子の4人でした。

治療を希望する方がたに、問診を行い、血圧を測定しました。また東洋医療のおかれている実態を説明、健康

保険制度から東洋医療の排除をやめさせ、健康保険であん摩マッサージ指圧治療もはり灸治療も利用できるように、制度の改善を要望する署名へのご協力をお願いしました。（健康保険改善要望の署名は7筆でした。）

◎マッサージ施術を受けた人は14人でした。みなさんから身体が軽くなり、ほんとうに気持ちがよかったです。東洋医療をもっと気軽に、健康保険で受けられるようにして欲しいと、みなさまのご意見でした。

◎千駄ヶ谷社教館を利用している方がたは、俳句、華道、茶道、絵画などの共通の趣味での集まりや、また、障害のある方々のボランティア活動をやっている皆さんですから、明るく、前向きの皆さんであり、私たちも元気をいただきました。

◎このように地域の皆さんが集まる行事に参加することは、「東洋医療の普及、発展のため大事な機会だと」改めて痛感しました。ご参加のみなさんありがとうございました。



NPO 法人「東洋医療を考える会」レクリエーション開催のお知らせ

NPO 法人「東洋医療を考える会」 企画 岩下 幸卯

レクリエーション部で企画したイベントに参加しませんか？

喧噪な世の中では心の和みを求めて、静かに咲き誇る小さな草花たちを眺めて、古人にあやかって心の安らぎを得たところで、それぞれの気持ちを語り合い、会員相互の抱負を語りながら園内を散策しましょう。当日は園内を案内してくれるガイドの方がついてくれます。

皆様のご参加を心よりお待ちしております。

日時： 令和7年5月11日(日) 10:30～16:00

場所： 六義園（集合場所：六義園正門前）

【海江田万里の政経ダイアリー】2025. 2. 27号

●日米首脳会談を振り返る

やや旧聞に属しますが、2月7日（現地時間）の石破総理とトランプ大統領の日米首脳会談を振り返ります。日米首脳会談とその後の共同記者会見の中継を見て、「まるで大企業の社長と中小企業の社長の面談のようだ」と考えました。石破総理は暗殺を免れた大統領を「神に選ばれた人物だ」と讃え、「実際にお目にかかる、本当に誠実な、アメリカや世界に対する強い使命感を持たれた方だということをお世辞抜きに感じた」と、齒の浮くような言葉でトランプ大統領を褒めちぎっていました。もちろん、最初からけんか腰になる必要はまったくありませんが、日本の最高指導者として、もう少し毅然とした態度を示せなかったものでしょうか。

その後、さまざまな方々と意見交換するうちに、ある人が、「あれは韓信（かんしん）の股くぐりのようなものだ」と解説するのを聞いて、触発される点がありました。「韓信の股くぐり」とは、『史記』の淮陰侯（わいいんこう）列伝に出てくる物語です。淮陰侯とは、漢の建国にあたって武功があった韓信のことで、『史記』に書かれた物語では、韓信が若く無位無官だったころ、町でならず者に侮辱され、「死ぬ覚悟があるなら俺を刺してみろ。それができないのなら俺の股をくぐれ」と挑発されます。衆人環視の中、韓信は、黙ってならず者の股をくぐると、見物人は韓信のふがいなさに冷たい目を向けます。しかし、のちに韓信が出世すると、人々は「大志のある者は一時的に屈辱を受けても怪はずみな行動をしないものだ」と、その忍耐力を讃えます。

たしかに就任後、ならず者のように振る舞うトランプ大統領に対して、今はじっと堪え忍ぶことも必要かもしれません。その意味では石破総理の態度を軽々に批判することは控えなければなりません。石破総理の抱く大志とはいったい何なのだろうかと考えてしまいます。一つは日米の経済摩擦を起こさないことでしょう。トランプ大統領は世界に向かって自動車や半導体に25%の関税をかけることを宣言しています。大統領は、「例外はない」と誓っていますが、本当に日本から輸出される自動車にも25%の関税をかけるのか？日本は米国に例外措置を求めて協議中で、4月2日に結論が出ます。

もう一つの課題は、安全保障上の問題です。日米首脳会談の成果として、インド太平洋地域へのアメリカの引き続きの関与を認めさせたことが共同声明でも明らかになっています。その見返りに、会談でトランプ大統領から日本の防衛費のさらなる増額の話は出なかったのか？2月27日のANNニュースでは、石破総理からアメリカ製のC-17輸送機を購入する話をしたとの情報が流れていますが、会談中どういう流れで、この発言が石破総理から発せられたのかは明かされていません。日米間で日本の防衛費に関して密約がなかったのか？今後の検証が必要です。

そして、石破総理の大志は日米地位協定の見直しだと思います。この大志を実現する気が本当にあるのでしょうか？帰国後の予算委員会でのやり取りを聞いている限り、石破総理が大志を果たす意欲があるかどうかはなはだ疑問です。

中国の歴史のなかの韓信は、その後、楚国の王となりますが、猜疑心の強い漢の高祖（劉邦）により謀反の疑いをかけられ、殺害されます。その晩年は決して恵まれたものではありませんが、現代日本の韓信の運命はどうなるか？まずは4月2日の25%関税から日本が適用除外になるかどうかを注視します。

海江田 万里

海江田万里事務所（東京都第1区）〒160-0004 東京都新宿区四谷3-11 山一ビル

TEL 03-5363-6015 Fax 03-3352-2877 e-mail office@kaiedabanri.jp

R07年 3月

1	土	
2	日	
3	月	申請書〆切
4	火	
5	水	申請業務
6	木	
7	金	
8	土	
9	日	
10	月	事務局通信投稿締め切り
11	火	
12	水	
13	木	
14	金	
15	土	
16	日	ケアマネ会議(10:00~12:00) 理事会(13:30~15:30) 事務局
17	月	事務局会議(13:00~15:00)
18	火	
19	水	ウーベル保険 R7年4月加入申し込み締め切り
20	木	春分の日 NPO体験マッサージ(13:00~15:00)
21	金	介護支援センターおおぞら 運営基準 調査 (13:00~14:00)
22	土	
23	日	
24	月	海江田万里国会事務所 (14:00~15:00)
25	火	
26	水	
27	木	国民の会役員会(18:30~20:30)
28	金	支給明細などの発送
29	土	
30	日	
31	月	療養費の振り込み

R07年 4月

1	火	
2	水	
3	木	申請書〆切
4	金	
5	土	申請業務
6	日	
7	月	
8	火	
9	水	
10	木	事務局通信投稿締め切り
11	金	
12	土	
13	日	
14	月	
15	火	
16	水	
17	木	NPO体験マッサージ(13:00~15:00) *変更の可能性あり 国民の会100万署名提出 (14:00~15:00)
18	金	ウーベル保険 R7年5月加入申し込み締め切り
19	土	
20	日	NPO理事会(10:00~12:00)
21	月	事務局会議(13:00~15:00)
22	火	
23	水	
24	木	
25	金	
26	土	
27	日	
28	月	支給明細などの発送
29	火	昭和の日
30	水	療養費の振り込み

※国民の会：健康保険ではり・きゅう・マッサージを受ける国民の会

※NPO：NPO法人東洋医療を考える会